

開発事業指導要綱に基づく意見書

第2859号
平成30年5月10日

前橋市新前橋町17番地17
株式会社 上毛新聞TR
代表取締役 渡辺 幸男 様

太田市長 清水 聖 義



太田市開発事業指導要綱第7条の規定に基づく意見は、下記のとおりです。

開発区域：太田市飯塚町598番3、599番4、600番1、601番1、601番3、
602番1

課名	項目	意見
建築指導課	工事完了届 開発許可 その他	<ul style="list-style-type: none">・工事完了届を工事完了後7日以内に提出し、完了検査を受けること。（工事写真を添付）・都市計画法第29条開発許可申請が必要です。・本市指導要綱を遵守すること。
都市計画課	太田市景観条例 屋外広告物条例 地区計画条例	<ul style="list-style-type: none">・太田市景観条例に基づく届出対象行為に該当するため、届出書を提出してください。・工事施行の際には建築物の色彩や周辺環境に配慮するとともに、敷地内周辺に植栽を行う等良好な景観形成に協力してください。・屋外広告物の総合計が15㎡以上になる場合は許可申請が必要です。・屋外広告物の表示及び屋外広告物を提出する物件の設置にあたっては、景観計画に基づき、周辺の景観との調和に十分配慮してください。・当該地区は、地区計画条例の飯塚B・C地区に該当する為建築物等を建築する際は地区計画の届出が必要となります。地区計画の諸条件に適合する様にしてください。（着工30日前必着）
花と緑の課		<ul style="list-style-type: none">・植栽完了後、枯損及び樹形不良が発生した場合は植替えてください。・植栽基準表に基づき、植種、規格、本数を記入してください。・植栽完了後検査をおこないます。
下水道施設課	申請及び施工	分流区域 下水道施設は太田市下水道関係条例等を遵守のこと 太田市指定下水道工事店にて申請及び施工のこと

※次ページへ続く

開発事業指導要綱に基づく意見書 その2

平成30年5月10日 第2859号

課 名	項 目	意 見
道路整備課	申請書	<p>(道路占用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水排水管接続について、道路法 32 条の許可書が交付されていますが、変更が生じた場合速やかに変更の申請をしてください。 <p>(承認工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・側溝布設について道路法 24 条・承認工事の許可書が交付されていますが、変更が生じた場合速やかに変更の申請をしてください。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発に伴う大型車両の通行等で、道路および水路敷を損傷若しくは汚損した場合は、工事原因者の費用負担で原状に回復してください。 ・安全施設等について協議してください。 ・電柱及び支線は民地内に設置してください。
群馬東部 水道事業団	水道法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道加入を伴わない「給水管」としての工事申請は、都市計画法に基づく開発行為等許可通知の写しを添付して協議してください。なお、開発行為許可のない宅地造成等の給水装置分岐工事は、原則認めておりませんが、造成区画に水道が必要な場合は、区画毎に水道加入をして給水用具（水栓）を設置する計画をしてください。 2. 給水方式の選定及び計画使用水量の決定がなされていないものについては、申請の審査となりますので注意してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・新設引込み管には、仕切弁の設置が必要となります。 ・既設給水管の本管部での分水止めが必要となります。

